

○府中市補助金等交付規則

昭和52年11月15日

規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、法令及び条例に特別の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が公益上必要がある場合において、市以外の者が行う事業に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないものをいう。

(交付の要望)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度の前年度の9月30日までに補助金等交付要望書(第1号様式。以下「要望書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、要望書の提出の期限を延長し、又は提出を省略させることができる。

(昭63規則24・令3規則9・一部改正)

(予算措置)

第4条 市長は、前条の要望が適当であると認めるときは、当該要望に係る補助金等につき、予算措置をするものとする。

2 市長は、当該補助金等に係る予算が議決されたときは、補助金等交付予定通知書(第2号様式)により要望書を提出した者に通知するものとする。

(令3規則9・一部改正)

(審査委員会)

第5条 市長は、補助金等の交付の適正化を図るため、別に定めるところにより、府中市補助金等審査委員会を設置することができる。

2 市長は、集中的かつ効率的に審議を行う必要がある補助金等について、府中市補助金等審査委員会に審議させるものとする。

(令3規則9・一部改正)

(交付の申請)

第6条 補助金等の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書(第3号様式)に必

要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書(第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 前条第2項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金等の交付の決定後第6条の規定による申請書又は添付書類の記載事項に変更を生じたときは、申請事項変更承認申請書(第5号様式)により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、承認の可否を決定するものとする。この場合において、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、申請事項変更承認・不承認通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金等に係る事業(以下「補助事業等」という。)の遂行の状況について報告を求めることができる。

(遂行命令)

第10条 市長は、前条の報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定により補助事業等の遂行を命ずる場合においては、補助事業者がこの命令に違反したときは、第12条第3号の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助金等実績報告書(第7号様式)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの規則に基づく命令に違反したとき。

(補助金等の返還)

第13条 市長は、第8条第2項又は前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金)

第14条 市長は、前条の規定により補助金等の返還を命じたときは、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金等の受領の日から返還までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、当該返還した額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させることができる。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した額が返還を命じた補助金等の額に達するまでは、当該納付した額は、当該返還を命じた補助金等の額に充てるものとする。

(令3規則9・追加)

(延滞金)

第15条 市長は、補助事業者に対し、第13条の規定により補助金等の返還を命じた場合において、補助事業者が当該命令に係る補助金等を期限までに返還をしなかつたときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

- 2 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金等の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる

べき額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

(令3規則9・旧第14条線下・一部改正)

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付について必要な事項は市長が別に定める。

(令3規則9・旧第15条線下)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。
- 2 昭和53年度予算に係る補助金等の交付の要望については、第3条中「交付を受けようとする年度の前年度の10月31日まで」とあるのは、「昭和52年12月15日まで」と読み替えるものとする。

付 則(昭和63年6月15日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年3月19日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金等について適用する。

付 則(令和4年2月25日規則第5号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条)

年 月 日

府中市長

住 所(所在)

氏 名(名称)

補 助 金 等 交 付 要 望 書

年度補助金等を、次のとおり交付されるよう要望します。

1 事 業 名

2 交付要望額 円

3 事業目的及び内容

4 事業費及び財源内訳

5 そ の 他

第2号様式(第4条)

第 号
年 月 日

様

府中市長



補助金等交付予定通知書

年 月 日付で要望のあつた 年度補助金等の交付について、次の
とおり通知します。なお、補助金等交付申請書を 年 月 日までに提出して
ください。

1 事業名

2 交付予定額 円

第3号様式(第6条)

年 月 日

府中市長

住 所(所在)

氏 名(名称)

補 助 金 等 交 付 申 請 書

年度補助金等の交付を次のとおり申請します。

- 1 事 業 名
- 2 交付申請額 円
- 3 事業目的及び内容
- 4 事業費の使途
別紙のとおり
- 5 そ の 他

別紙

事 業 費 の 使 途

(単位： 円)

科 目	計 画 額	説 明	補 助 金 等 充 当 額
計		左 の 財 源 内 容	
			補 助 金 等

第4号様式(第7条)

第 号
年 月 日

様

府中市長



補助金等交付決定通知書

年 月 日付で申請のあつた 年度補助金等の交付について、次の
とおり決定したので通知します。

- 1 事業名
- 2 交付額 円
- 3 交付条件
- 4 交付時期
- 5 交付に係る指示

第5号様式(第8条)

年 月 日

府中市長

住 所(所在)

氏 名(名称)

申請事項変更承認申請書

年度補助金等の申請事項を次のとおり変更したいので承認を受けたく申請します。

- 1 事業名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

第6号様式(第8条)

第 号
年 月 日

様

府中市長



申請事項変更承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあつた 年度の申請事項変更承認について、
次のとおり決定したので通知します。

- 1 承認します。
- 2 承認しません。

理由

第7号様式(第11条)

年 月 日

府中市長

住 所(所在)

氏 名(名称)

補 助 金 等 実 績 報 告 書

先に交付を受けた補助金等の実績について、次のとおり報告します。

1 事 業 名

2 交 付 額 円

3 事業の成果

4 事業費の使途

別紙のとおり

5 そ の 他

別紙

事業費の使途

(単位：円)

科目	計画額	支出額	比較	支出済額の説明	補助金等充額		
計				支出済額の財源内訳			
							補助金等

第1号様式(第3条)

(令3規則9・令4規則5・一部改正)

第2号様式(第4条)

(令3規則9・一部改正)

第3号様式(第6条)

(令3規則9・令4規則5・一部改正)

第4号様式(第7条)

(令3規則9・一部改正)

第5号様式(第8条)

(令3規則9・令4規則5・一部改正)

第6号様式(第8条)

(令3規則9・一部改正)

第7号様式(第11条)

(令3規則9・令4規則5・一部改正)